平成２７年（フ）第１４２６号
埼玉県加須市久下１丁目29番地24、破産手続開始決定時の住所埼玉県加須市志多見541番地１
破産者　増田　皓一
１　決定年月日　平成28年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
富山市大町23番地４　シティーハイム大町202号、前住所富山市黒崎22番地　ハートフルマンションエクセラン105号
破産者　食べ処・呑み処うえのこと　上野　信一
１　決定年月日　平成28年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２９９号
名古屋市東区砂田橋５丁目７番22号　ＢＥＬＩＳＴＡ茶屋ヶ坂903号、住民票上の住所名古屋市守山区苗代１丁目12番18号　ファミリアーレ小幡苗代801号
破産者　駒井　　仁
１　決定年月日　平成28年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４７６号
名古屋市中村区名駅南５丁目２番１号　メゾン・ド・セレブラル　Ａ407号、従前の住所名古屋市中村区日比津町２丁目８番５号　第１めぐみ荘６号室
破産者　安田　寿樹
１　決定年月日　平成28年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９５号
名古屋市名東区本郷２丁目11番地　コムシェソワ101号
破産者　内山　晋一
１　決定年月日　平成28年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６７３号
名古屋市中村区太閤通８丁目５番地の１　プランドールナカムラ203号
破産者　小栗　利幸
１　決定年月日　平成28年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８３号
神戸市灘区都通３丁目２番22号
破産者　井上　高次
１　決定年月日　平成28年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０２号
神戸市東灘区住吉本町１丁目９番30―106号
破産者　安東千賀こと　權　　寧姫
１　決定年月日　平成28年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１号
島根県大田市温泉津町上村88番地５
破産者　茅島工務店こと　茅島　　峻
１　決定年月日　平成28年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第８２号
（開始決定時の住所）北海道旭川市東旭川町東桜岡97番地
破産者　山口　　文
１　決定年月日　平成28年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１０号
福島県郡山市大町２丁目20番10号　サンパティック大町302号、住民票上の住所福島県郡山市鶴見坦１丁目２番９号　ポレスター鶴見坦705号
破産者　森戸　康之
１　決定年月日　平成28年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第３０７号
茨城県那珂市竹ノ内３丁目８番地４　メゾンヒルズＴ204号
破産者　伊藤　知子
１　決定年月日　平成28年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１０１号
茨城県笠間市吉岡192番地19
破産者　永野恵美子
１　決定年月日　平成28年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１０７号
茨城県水戸市城東３丁目１番17号　メゾン向日葵105号
破産者　関根　良男
１　決定年月日　平成28年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第４号
広島県呉市宮原12丁目16番５号
破産者　住岡　秀巳
１　決定年月日　平成28年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１６号
福岡県田川郡福智町赤池470番地５　県営赤池住宅１棟406号
破産者　田村　元気
１　決定年月日　平成28年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第１１２号
長崎県諫早市大場町47番地
破産者　岩永　　毅
１　決定年月日　平成28年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３７１号
大分県臼杵市大字臼杵702番地の32
破産者　佐々木修一
１　決定年月日　平成28年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係